

(夜間便 2 号) (月～日)

業務委託仕様書

本仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が管理する下水処理施設から発生する脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託について、受託者（以下、「乙」という。）が行う業務の範囲と内容を定めるものである。

なお、業務の遂行にあたっては関係法令を遵守するものとし、別途定める契約書と本仕様書に基づき業務を行うこと。

1 業務の名称

脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便 2 号・セメント原料化）

2 委託期間

契約の期間：契約の日～令和 9 年 3 月 31 日まで

業務開始日：令和 8 年 4 月 1 日以降

3 脱水汚泥の排出場所

県北浄化センター（住所：伊達郡国見町大字徳江字上悪戸 46 番地の 1）

4 脱水汚泥の種類等

(1) 性 状：含水率概ね 77% 以下

(2) 荷 姿：バラ

(3) 放射性物質濃度：100 Bq/kg 以下

※甲は、脱水汚泥の放射性物質濃度が代表値 100 Bq/kg を超えた場合等は、乙による収集運搬及び処分業務を中止させる。

5 処分方法

セメント原料化

6 予定数量

3,360 t $\left[\begin{array}{l} \text{内訳} \quad \text{平日便：2,400 t} \\ \quad \quad \text{土日便：960 t} \end{array} \right]$

※予定数量は過去の実績を基にした推計量であり、流入汚水量、天候、放射性物質濃度等により変動する。変動に伴う委託単価の変更は行わない。

7 収集運搬日時及び搬出量

(1) 収集運搬日：月曜日から日曜日

(2) 収集運搬時間：原則、午前 3 時

(3) 搬出量：10 t/日

※1 日当たりの搬出量は変動する。搬出日時及び搬出量については、甲が定める第三者機関（以下、「丙」という。）の担当者より事前に乙へ連絡するものとする。

8 業務内容（基本的事項）

(1) 乙は、業務実施にあたり業務内容を的確に把握し、また、甲及び丙と十分な業務打合せ及び丙の担当職員の指示により遅滞なく円滑に業務を遂行すること。

(2) 委託業務を円滑かつ効率的に執行するため、必要な技術力等を有すると認めた丙に本業務の履行確認及び監督員を委任することができる。この場合、乙はこの丙の履行確認を受けるとともに、その指示に従わなければならない。

なお、丙に委託する業務は、収集運搬及び処理業務実施計画表（以下、「実施計画表」という。）の作成・提示、収集運搬時の立会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下、「情報処理センター」という。）への産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の登録、業務完了報告書の

(夜間便 2 号) (月～日)

内容確認とする。

- (3) 乙は、業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びその他関係法令（以下、「関係法令」という。）を遵守し、安全管理及び保健衛生面、交通遵守等に十分に注意すること。
- (4) 乙は、業務を行う際は、脱水汚泥等が飛散・流失しないようにするとともに、収集運搬及び処分に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- (5) 乙は、産業廃棄物収集運搬許可証（積込場所及び荷下ろし場所の両方とする。）及び産業廃棄物処分業許可証（以下、「許可証」という。）の写しを、契約書に添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。また、その費用は乙が負担するものとする。
- (6) 乙は、契約締結後速やかに「委託業務実施計画書（以下、「計画書」という。）」を作成し甲に提出すること。なお、提出した計画書の内容を変更するときは、速やかに「委託業務変更実施計画書」を提出すること。また、その費用は乙が負担するものとする。
- (7) 脱水汚泥の収集運搬は、丙が作成する実施計画表に基づき行うものとし、実施計画表は原則として毎月当該月の 3 日前までに丙から乙に提示する。なお、台風などで荒天が予想される場合は、前日までに丙から乙に変更の連絡をする。
- (8) 収集運搬の予定時刻は、上記 6 に定める日時とするが、脱水機の運転状況により午前 8 時から午後 4 時の間に変更となる場合がある。変更する場合は、原則として前日の午前中までに丙から乙に連絡する。ただし、危機事象発生時においては、両者協議のうえ決定する。
- (9) 排出施設については汚泥処理棟（No. 1、2、3 各ホッパー容量約 9.7 t）の施設から実施計画表により排出する予定であるが、運転状況により排出施設及び排出数量が変更となる場合がある。変更する場合は、原則として前日の午前中までに丙から乙に連絡する。
- (10) 乙は、丙から連絡のあった数量について指定した時刻に全量を搬出すること。
- (11) 乙は、積載量及び処分量について、1 台ごとに丙（夜間・休日等の場合は、甲が維持管理業務を委託している委託業者）の確認を受け、マニフェストにより各月分の管理及び集計を行い、丙に対し「業務委託完了報告書」を翌月 10 日までに提出すること。また、その費用は乙が負担するものとする。
- (12) 乙は、マニフェストは原則として電子マニフェストで行うものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- (13) 業務の履行確認は、乙による電子マニフェストへの業務完了報告後、情報処理センターからの業務完了報告の通知（電子メール等）により確認を行う。
- (14) 乙は、業務実施中に事故が発生した場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、事故及び措置の状況、今後の防止策を甲及び丙に報告すること。
- (15) 廃棄物の収集運搬及び処分において発生する費用は乙の負担とする。（単価契約に含むこと）
- (16) 脱水汚泥の放射性物質濃度が 100 Bq/kg を超え、甲が収集運搬を中止させた場合の費用は、乙が負担するものとする。なお、脱水汚泥の放射性物質濃度測定は、毎日日付を超えた後に脱水汚泥の放射性物質濃度を測定し、その日の代表値とする。ただし、日付を超える前にホッパーに貯留している場合は前日の代表値とする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項、または内容に疑義が生じた時は、両者協議のうえ決定する。